

許可申請書の記入上の留意事項

- 1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可申請書及び添付様式の記入例を確認して、作成してください。
- 2 日付は、申請が受理された時に書き込んでください（添付書類も同様）。
- 3 郵便番号についても記入してください。
- 4 電話番号は、本社の番号を記入してください。複数の事務所、事業場がある場合は、窓口となる連絡先を事務所及び事業場の所在地欄に記入してください。
- 5 事業の範囲は、積替え保管を行うかどうか明記してください（「積替え保管を含む。」、又は「積替え保管を除く。」）。
- 6 取り扱う産業廃棄物の種類において、以下の事項を明記してください。
 - (1) 「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」については、自動車等破砕物（いわゆるシュレッダーダスト）を取り扱うかどうか明記してください（「自動車等破砕物を含む。」、又は「自動車等破砕物を除く。」）。
 - (2) 「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」及び「がれき類」については、石綿含有産業廃棄物（石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）を取り扱うかどうか明記してください（「石綿含有産業廃棄物を含む。」、又は「石綿含有産業廃棄物を除く。」）。
 - (3) 「積替え、保管を除く」、「積替え、保管を含む」のそれぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯、水銀電池等）を取り扱うかどうか明記してください（「以上○品目」の後に、「水銀使用製品産業廃棄物を含む。」、又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」を記入。）。
 - (4) 「燃え殻」、「鉱さい」、「ばいじん」、「汚泥」については、水銀含有ばいじん等（水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を15mg/kgを超えて含有するもの）を取り扱うかどうか明記してください（「水銀含有ばいじん等を含む。」、又は「水銀含有ばいじん等を除く。」）。
 - (5) 「廃酸」、「廃アルカリ」については、水銀含有ばいじん等（水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を15mg/Lを超えて含有するもの）を取り扱うかどうか明記してください（「水銀含有ばいじん等を含む。」、又は「水銀含有ばいじん等を除く。」）。
- 7 他の行政庁に、同時に申請する場合は、第2面の許可番号の欄に「申請中」と記入してください。
- 8 令第6条の10に規定する使用人については、記入例を参照して、記入してください。

添付書類作成に当たっての留意事項

1 定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書

定款（又は寄附行為）については、その余白に、「この定款は、原本と相違ないことを証明します。」と「日付」、「住所」、「社名」、「代表者名」を記載してください。

また、法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。

2 事業計画の概要を記載した書類

(1) 「1. 事業の全体計画」及び「2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等」の「（特別管理）産業廃棄物の種類」の欄に記載する廃棄物の種類は、申請書と同様、法令上の廃棄物の種類を記入してください（廃自動車、石膏ボード等の表記はしない。）。

(2) 排出場所が工事現場等で不特定の場合は、事務所の所在地に加えて、「市内各工事現場」等と記入してください。

(3) 石綿含有産業廃棄物については、含む場合又は含まない場合でそれぞれ記載してください（含む場合の搬出先は、熔融施設(1,500℃以上)、国の無害化認定施設又は最終処分場となります。）。

(4) 処分先の所在地は、実際に処理場のある住所を表記してください。

3 事業の用に供する施設

(1) 運搬車両及び運搬容器

・運搬車両は、自己に所有権又は使用権原があるものに限り、また、自己に所有権があっても使用者が他の者となっている場合は、使用権原が使用者にありますので、貸借の契約書の写しを添付してください（原則として、契約期間については、1年以上のものに限る。）。既に当市に当該車両の登録がある場合、重複登録できませんのでご注意ください。

・土砂等運搬禁止車両では、がれき類及び鉋さいは運搬することができないとされているため、注意してください。

・石綿含有産業廃棄物は、その他のものと混合しないように仕切り等を設け、かつ、飛散しないよう梱包する又はシートで覆う等の措置を講じてください。

・石綿含有産業廃棄物は、パッカー車及びプレスパッカー車での運搬ができません。

・水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのない方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区別して、収集又は運搬してください。

・水銀含有ばいじん等は、蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シート等で覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器、又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること、かつ、高温にさらされないように必要な措置を講じてください。

- ・許可業者が、収集運搬の許可を持たない運転手（ダンプ持込）と一日常用名目で産業廃棄物の運搬契約を結び、その処理をした場合、法律違反となります。
- ・感染性産業廃棄物の運搬は、原則として保冷車又は温度調節のできるバンタイプの車両としてください。
- ・廃水銀等の運搬は、運搬容器に収納して、収集又は運搬すること、かつ、運搬容器の構造は、密閉できるもの、収納しやすいもの及び損傷しにくいものにしてください。
- ・運搬車両の写真は、正面と側面からの2枚で、シート等が掛からないようにして、車両全体（2面）が確認可能なものであり、車両全体、ナンバー、社名が確認できる写真としてください。なお、車両に自己の名義以外の表示がある場合は、消去するか自己の名義を併記してください。また、既に産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合は、両側面に「産業廃棄物収集運搬車」（140ポイント以上）であることの表示と「会社名」（90ポイント以上）及び「統一許可番号」（下6桁）（90ポイント以上）を表示した状態での写真を添付してください。
- ・運搬容器の写真については、運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。なお、以下の産業廃棄物については一般的に運搬容器が必要となります。

<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、水銀使用製品産業廃棄物、特別管理産業廃棄物</p>

(2) 積替え保管施設（積替え保管を行う場合のみ）

- ・積替え保管施設の設置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や他法令等で制限があるため、必ず事前協議を行ってください。

4 施設の所有権を証する書類

(1) 積替え保管場所の土地の登記簿、公図又は土地整理図

- ・公図等には、施設の配置を記入してください。

(2) 駐車場が借地の場合は、土地の貸借契約書又は使用承諾書の写し

- ・役員等個人名義の土地を使用している場合についても契約書等の写しが必要となります。

5 技術的能力を証明する書類（修了証等）

- ##### (1) 次に掲げる者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程（新規許可申請の場合は、原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は、新規許可講習又は更新許可講習とする）を修了した者であることが必要です。

- ・法人の代表者（個人である場合は申請者）若しくはその業務を執行する役員

等（監査役は該当しない。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人（豊田市における産業廃棄物収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）

（2）修了証は、次に掲げるものが有効です。

ア 新規許可申請の場合

・新規許可講習

→ 許可申請の日から起算して5年前の日（当日を含む。）までの間に修了したもの

・更新許可講習（他縣市等で既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（※）の許可を取得している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（※）の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって、同一の者が講習を受講した場合に限ります。なお、他縣市等の許可証の写しの添付及び原本の提示が必要です。）（※）同一の許可区分でのみ有効

→ 許可申請の日から起算して5年前の日（当日を含む。）までの間に修了したもの

イ 更新許可申請の場合

・新規許可講習及び更新許可講習

→ 許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日（当日を含む。）から許可の有効期限の日までの間に修了したもの

ウ 変更許可申請の場合

→ 直前の許可申請で添付したもの又は直前の許可申請後に修了したもの

（3）特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会の修了証で産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることができます（逆は不可。）。

6 資金の調達方法を記載した書類

（1）事業の開始に要する資金を借入れする場合等は、資金が確保できることを証する書類として、金融機関の残高証明書、融資証明書等を添付してください。

（2）新たに資金を調達する必要がない場合は、その理由を明記してください。

7 決算報告、法人税の納税証明書等（法人の場合）

（1）決算報告は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付してください。なお、当該写しに法人名が記されていない場合、決算報告の表紙の写しを添付してください。

（2）納税証明書は、税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。

（3）税金は、原則として完納されている必要があります。

（4）確定申告書の写しは、別表1（1）及び別表4を添付してください（税務署の受付印のあるもの。電子申請の場合は、受信通知を出力したものを添付。）。

- (5) 新規法人で、実績がないため3年分の決算報告の写し等が添付できない場合は、その旨を理由書にして添付してください。
- (6) 一定の条件に該当する場合は、中小企業診断士の経営診断書が必要です。

8 資産調書、所得税の納税証明書等（個人の場合）

- (1) 納税証明書は、税務署で発行する「その1 納税額等証明用」を添付してください。
- (2) 税金は、原則として完納されている必要があります。
- (3) 個人で従業員であった者が転業により申請する場合は、納税証明書の代わりに直前3年間の源泉徴収票を添付してください。
それ以外の場合で確定申告をしていない場合は、納税証明書に「無」の証明をしてもらい、その理由書を添付してください。
- (4) 確定申告書の写しは、1面を添付してください。（税務署の受付印のあるもの。電子申請の場合は、受信通知を出力したものを添付。）
- (5) 一定の条件に該当する場合は、中小企業診断士の経営診断書が必要です。

その他

- 1 住民票、登記事項証明書、納税証明書及び写真については、2部のうち、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。
なお、住民票、登記事項証明書及び納税証明書については、交付から3か月以内のものを添付してください。
- 2 講習会の修了証については、申請時に照合しますので、原本をご持参ください。
- 3 添付書類は番号順にそろえて提出してください。なお、車両の写真及び車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付）についても運搬車両一覧の記載順にそろえてください。
- 4 更新申請は、できるだけ許可期限の3か月前から2か月前までの間に行ってください。
- 5 申請手数料は、以下のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円
	更新	73,000円
	変更	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円
	更新	74,000円
	変更	72,000円

手数料は、申請受付後、その当日中に市役所内の金融機関にて現金で納入し、領収書を窓口にて提示していただきます。

- 6 申請に当たっては、窓口にて長時間お待ちいただくことがあるため、あらかじめ、電話にて申請書を提出する日時を連絡していただきますようお願いいたします。
- 7 役員等の登記事項証明書の申請については、東京法務局のホームページ <https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>を参照してください。
- 8 審査期間は、概ね2か月（積替え保管を含む場合は概ね3か月）掛かります。
また、許可証を郵送希望の場合は、880円分切手を貼付（予備として20円切手を3枚と5円切手を1枚程度同封）し、あて先及び担当者名を明記した角型2号封筒を同封してください。
- 9 連絡先
豊田市役所廃棄物対策課（豊田市役所環境センター3階）
所在地 〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地
電話番号 0565-34-6710（直通） FAX 0565-34-6976

豊田市役所案内図



豊田市役所

所在地 〒471-8501 西町 3-60
 最寄駅 名鉄「豊田市駅」、愛知環状鉄道「新豊田駅」

庁舎案内図

